

1 農林業経営体

【解説】

ここには、「農林業センサス農林業経営体調査」結果から、農林業経営体に関する統計を収録した。

1 調査の概要（2015年農林業センサス農林業経営体調査）

(1) 調査対象

農林業経営体調査においては、農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない（2010年調査時点で5,542農林業経営体が所在）。

(2) 調査期日

平成27年2月1日現在

(3) 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象の実施系統で行い、調査対象による自計申告調査の方法による。

2 調査上の主な約束事項（用語の解説）

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(ア) 経営耕地面積が30 a以上の規模の農業

(イ) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | |

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(ウ) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

(エ) 農作業の受託の事業

(オ) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産したものに限る。）

4 第1 農業の部

農業経営体	農林業経営体のうち、(ア)、(イ)又は(エ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
林業経営体	農林業経営体の規定のうち、(ウ)又は(オ)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
経営耕地	調査日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自らで所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。
農業労働力	
雇用者	農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。